松江市宿泊税条例施行規則(令和7年松江市規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

(登録義務免除対象宿泊施設の届出)

- 第10条 登録義務免除対象宿泊施設の特別 徴収義務者は、市長の要請により、その経 営に係る宿泊施設が登録義務免除対象宿泊 施設であることを届け出るものとする。
- 2 前項の規定による届出は、登録義務免除対象宿泊施設届出書(様式第13号)により行うものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除 の申請等)

- 第11条 条例第12条第1項の規定による宿 泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の 納入義務の免除の申請は、宿泊税還付・納 入義務免除申請書(様式第14号)に、その理 由を証明する書類を添えて行うものとす る。
- 2 条例第 12 条第 3 項の規定による通知は、 宿泊税還付・納入義務免除に関する通知書 (**様式第 15 号**)により行うものとする。 (納税管理人の申告等)
- 第12条 条例第13条第1項の規定による納税管理人の申告又は承認の申請は、宿泊税納税管理人申告・承認申請書(様式第16号)により行うものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除 の申請等)

- 第10条 条例第12条第1項の規定による宿 泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の 納入義務の免除の申請は、宿泊税還付・納 入義務免除申請書(様式第13号)に、その理 由を証明する書類を添えて行うものとす る。
- 2 条例第12条第3項の規定による通知は、 宿泊税還付・納入義務免除に関する通知書 (様式第14号)により行うものとする。

(納税管理人の申告等)

第11条 条例第13条第1項の規定による納税管理人の申告又は承認の申請は、宿泊税納税管理人申告・承認申請書(様式第15号)により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、 宿泊税納税管理人承認・不承認通知書(<u>様式</u> <u>第17号</u>)により申請者に通知するものとする。
- 3 条例第 13 条第 2 項の規定による認定の申 請は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請 書(様式第 18 号)により行うものとする。
- 4 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その認定又は不認定を決定し、 宿泊税納税管理人選任免除認定・不認定通 知書(様式第19号)により申請者に通知するものとする。

(更正の請求)

第13条 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書(**様式第**20号)とする。

第14条 略

附則

(準備行為)

2 条例附則第3項の規定により行う条例第9条第2項の規定による指定、条例第11条第4項の規定による登録及び通知並びに同条第5項に規定する交付、条例第13条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行目前においても、第6条、第9条及び第12条の規定の例により行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、 宿泊税納税管理人承認・不承認通知書(<u>様式</u> 第16号)により申請者に通知するものとする。
 - 3 条例第 13 条第 2 項の規定による認定の申 請は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請 書(様式第 17 号)により行うものとする。
 - 4 市長は、前項の規定による認定の申請があったときは、その認定又は不認定を決定し、 宿泊税納税管理人選任免除認定・不認定通 知書(様式第 18 号)により申請者に通知す るものとする。

(更正の請求)

第12条 法第20条の9の3第3項に規定する更正請求書は、宿泊税更正請求書(**様式第** 19号)とする。

第13条 略

附則

(準備行為)

2 条例附則第3項の規定により行う条例第9条第2項の規定による指定、条例第11条第4項の規定による登録及び通知並びに同条第5項に規定する交付、条例第13条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第6条、第9条及び<u>第11条</u>の規定の例により行うことができる。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第7条関係)

島根県松江市	島根県松江市	島根県松江市 市区町村コード 3 2 2 0 1 6 宿泊税領収証書
口座番号 加入者名		口座番号 加入者名
特別徵収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様 宿泊施設名等	特別徵収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様 宿泊施設名等	特別徵収義務者 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 様 宿泊施設名等
業務 帳票 コード 年度 年度分 宿泊施設番号	業務 帳票 年度 年度 年度分 宿泊施設番号	本伤 マテ 年度 年度分 宿泊施設番号 コード コード コード
		申告期間 区分
申告期間 区分 年月宿泊分 申更決 (から年月宿泊分まで) 告正定	申告期間 区分 年月宿泊分 申更決 (から年月宿泊分まで) 告正定	年 月宿泊分 申 更 決 (から 年 月宿泊分まで) 告 正 定
商 + 億 千 百 + 円 税 額 延滞金 合計額 納期限 年 月 日 指定金融 機関名 (取りまとめ店) 収 上記のとおり通知します。 付 印	商 + 億 千 百 + 万 千 百 + 円 税 額 延滞金 合計額 納期限 年 月 日 日 計 円 上記のとおり納入します。 付 印	商 + 億 千 百 + 万 千 百 + 円 税 額 <
(松江市保管)	(金融機関保管)	(納入者保管)

様式第7号中

旅館業法の許可・住宅	住 所 (所在地) 氏 名 (名 称)		
宿泊事業法の届出	営業種別		を
У Ж. Щ	許可番号 (届出番号)		
旅館業法の	住 所 (所在地)		
許可を受けた者又は住	氏 名 (名 称)		}~
宅宿泊事業法の届出を	営業種別 ※該当するものに図	□旅館・ホテル □簡易宿所 □住宅宿泊事業	13
した者	許可番号 (届出番号)		

改める。

様式第 19 号中「(第 12 条関係)」を「(第 13 条関係)」とし、同様式を様式第 20 号とする。

様式第 18 号中「(第 11 条関係)」を「(第 12 条関係)」とし、同様式を様式第 19 号とする。

様式第 17 号中「(第 11 条関係)」を「(第 12 条関係)」とし、同様式を様式第 18 号とする。

様式第 16 号中「(第 11 条関係)」を「(第 12 条関係)」とし、同様式を様式第 17 号とする。

様式第 17 号中「(第 11 条関係)」を「(第 12 条関係)」とし、同様式を様式第 18 号とする。

様式第 16 号中「(第 11 条関係)」を「(第 12 条関係)」とし、同様式を様式第 17 号とする。

様式第 15 号中「(第 11 条関係)」を「(第 12 条関係)」とし、同様式を様式第 16 号とする。

様式第 14 号中「(第 10 条関係)」を「(第 11 条関係)」とし、同様式を様式第 15 号とする。

様式第 13 号中「(第 10 条関係)」を「(第 11 条関係)」とし、同様式を様式第 14 号とする。

様式第12号の次に次の1様式を加える。

(あて先) 松江市長

住 (所在地) 氏 名 (名 称)

登録義務免除対象宿泊施設届出書

下記の宿泊施設について、宿泊料金が1人1泊につき5千円以上となる宿泊がなく、 年間を通じて申告納入すべき宿泊税額が発生しない登録義務免除対象宿泊施設であるこ とを届け出ます。

記

宿泊施設	所 在 地	電話番号
	名称	
+	住 所(所在地)	
旅館業法の許可を受け	氏 名	
た者又は住	(名 称)	
宅宿泊事業 法の届出を	営業種別 ※該当するものに図	□旅館・ホテル □簡易宿所 □住宅宿泊事業
した者	許可番号 (届出番号)	
備	考	

- 注 1 複数の施設を有する場合は、施設ごとに届出書を提出してください。
 - 2 宿泊料金表など宿泊料金が分かる書類(施設のホームページを印刷したもの等)を添付してください。
 - 3 宿泊料金の変更等により申告納入すべき宿泊税が生じた場合は、その日から 10 日以内に特別徴収義務者としての登録申請が必要です。

附則

この規則は、公布の日から施行する。